

政令番号202 ジビニルペンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県	6.5E+0			6.5				6.5
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.5E+2	8.9E+1		239.0		8.4E+2	840.0	1,079.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	3.0E-1			0.3				0.3
12	千葉県	9.0E-1			0.9		2.0E+2	200.0	200.9
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県						1.5E+3	1,500.0	1,500.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県						5.5E+2	550.0	550.0
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						2.9E+1	29.0	29.0
25	滋賀県	3.0E+0			3.0		6.0E+0	6.0	9.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.2E+0			1.2		1.4E+2	140.0	141.2
34	広島県	1.0E+0			1.0				1.0
35	山口県	1.3E+1			13.0				13.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	6.4E+1			64.0				64.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	7.4E+1			74.0				74.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		3.1E+2	8.9E+1		402.9		3.3E+3	3,265.0	3,667.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。